

鳥取県立倉吉未来中心の指定管理候補者の選定について

鳥取県立倉吉未来中心の指定管理者について、地域社会振興部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県文化振興財団 理事長 山本 仁志（鳥取市尚徳町101番地5）

2 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の額

522,485千円（債務負担行為額 522,485千円）

[参考] 単年度指定管理料の額：104,497千円

なお、急激な物価上昇に対応するため、募集時の指定管理料には燃料・光熱費を含めず、物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。

4 選定理由

公益財団法人鳥取県文化振興財団を指名し、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、施設の設置目的に沿った適切なサービスや地域等と連携した事業及び地域の賑わい創出のための提案があり、併せて、さまざまな施設が併設された大規模な施設を適切に管理運営してきたこれまでの実績も評価され、適当と認められたことから、その審査結果を踏まえて指定管理候補者として選定した。

5 審査の経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
大久保 計良（委員長）	西日本税理士法人税理士
宮脇 儀裕（副委員長）	鳥取短期大学生生活学科住居・デザイン専攻教授
井手添 敬子	NPO法人楽理事長
箕浦 計江	NPO法人未来職員
谷田 富穂	倉吉市経済観光部長
村上 真弓	鳥取県地域社会振興部文化振興監兼文化政策課長

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会；令和5年5月18日（木）

指定管理者制度及び倉吉未来中心の概要説明、審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会；令和5年8月8日（火）

面接審査の実施後、採点及び審議

(3) 審査基準

	審査基準	審査の項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針)	配点なし (必須)
2	施設の効用を最大限に発揮	1 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容	70点

	<p>させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○より良い管理運営等のための体制づくり(検討組織の設置等) ○利用者に提供するサービスの向上に向けた取組(利用者の利便性向上、接遇向上、レストラン、ショップの運営等) ○施設の利用促進、利用率の向上及び利用料収入の増加に向けた取組 ○専門知識を有する職員による利用者や文化活動者等への助言・支援並びに地域の文化活動者、愛好者のすそ野を広げるとともに文化活動者らの知識や技術の一層の研鑽に資するための取組 ○文化芸術情報の発信に関する取組 ○地域との連携による文化芸術振興及び地域の賑わいを創出する取組等(県立美術館等周辺施設や地域の事業者、各種団体と連携した文化事業をはじめとする様々な取組) <p>2 管理の基準 開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開</p> <p>3 施設設備の維持及び衛生管理の水準 施設設備の維持管理・衛生管理、外部委託の考え方、省エネルギー・省資源への取組</p> <p>4 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止、緊急時の体制・対応、利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法</p> <p>5 利用者等の要望の把握</p>	
3	<p>管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)</p>	<p>1 収支計画及び積算内容</p>	10点
4	<p>管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)</p>	<p>1 組織及び職員の配置等 管理運営の組織・職員の職種等、日常の職員配置、人材育成</p> <p>2 専門職員の配置 安全、安心な施設の利用を担保するための維持管理を担える職員及び文化芸術事業や文化活動者等への適切な支援を実施していくために必要な職員の配置</p> <p>3 法人の財政基盤、経営基盤 中長期の計画に基づき継続して事業を実施できる財政基盤、経営基盤を有すること</p> <p>4 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況</p> <p>5 法人の社会的責任の遂行状況 (1) 障がい者雇用の状況 (2) 男女共同参画推進企業の認定の状況 (3) ISO・TEASの認証等の状況 (4) あいサポート企業等の認定等</p> <p>6 当該施設の管理運営状況の実績評価</p>	30点

(4) 審査結果及び意見

審査基準 (配点)	審査結果 (平均点)	主 な 審 査 意 見
1 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (適/不適)	適	○施設の設置目的を理解しており、平等な利用を確保できる。
2 施設の効用を最大限に発揮させるものであること (70点)	49点	○施設の役割、地域性などを考慮した計画となっている。今後、文化芸術振興と人々の交流の場として、さらに賑わうことを望む。 ○県立美術館の開館が地域活性化の契機となるよう、美術館と連携した事業等を期待する。 ○資格を保有する人員がしっかり配置されており、適切に施設の維持管理がされると認められる。 ○幅広い危機管理に対する対応マニュアルなどが策定され、適切に対応されると認められる。
3 管理に係る経費の効率化が図られるものであること (10点)	6点	○収支計画については特に問題ないものと認められる。 ○規模の大きさや様々な施設が併設されていることを踏まえると、適切な施設管理や経費の算定において大変な部分も推察されるが、効率化など努力が認められる。
4 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること (30点)	18点	○財務内容については、特に問題ないものと認められる。 ○国家資格及び認定資格を有する者も多く確保し、研修を受講し研鑽に努めている。人材の育成と効果的な活用により施設としての強みを高めて欲しい。
総合評価 (110点)	73点	

(注) 点数は、委員6名の審議により決定した。

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日

以下のとおり現行どおりの運営とする。ただし、利用者の利便を図るため必要があると認めた場合は利用時間の繰り上げ及び延長をする。

- ・開館時間：午前9時から午後10時まで
- ・休館日：毎週月曜日（ただし、月曜日が国民の祝日等に当たる場合はその翌日の休日でない日）及び毎年12月29日から翌1月3日まで

(2) 利用料金・減免基準

利用料金：現行どおり

減免基準：現行どおり

(3) 施設の目的（交流の促進・文化振興）に沿ったサービス・事業の内容

- アトリウムを活用し、周辺大学や地域の方による「みらいアートギャラリー」での作品展示や四季折々の区間演出「管内インスタレーション」による賑わい創出等を行う。
- 地域の学校、団体等のニーズに応じて、施設見学、バックステージツアー、郊外学習、職場体験等を積極的に受け入れ、学びのフィールドとしての施設づくりを進める。
- 企画制作の支援を行うイベント相談窓口の設置、舞台技術支援や舞台技術ワークショップの開催、アウトリーチ、キッズプログラムなど様々なプログラムに対応できるアーティストの育成を通じ、地域で実演芸術に携わるか団体やアーティストを支援する。
- 将来を担う子どもたちの感性や創造性を育むため、乳幼児からのコンサート鑑賞や実演芸術体験

ワークショップなどを開催する。

(4) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

- 利用申し込み、支払いのオンライン 24 時間対応
- 福祉団体と協力し、障がい者や高齢者、介助者目線でのバリアフリーチェックを実施し、当事者の声を基にした施設整備等を行う。
- イベント主催者に対して、公演の企画立案から開催当日の運営までに係る様々な悩みに経験豊富な職員が多角的にアドバイスを行、地域のあらゆる催事や人々の活動支援を行う。
- 県中部の立地条件を活かし、県・市町村等の行政機関や観光業界、コンベンションビューロー等と連携し、全国大会・地方大会の招致の働きかけを行う。
- 障がい者、高齢者、乳幼児を対象としたユニバーサルサービスの導入（車いすの貸出し、車いす利用者等の座席へのアテンド、託児サービス、チャイルドシートの貸出しなど）

<新規の取組>

- 県内の文化芸術団体が文化芸術事業のために利用する場合の受付期間を現行より 1 カ月前倒し
- 分割利用が可能会議室等については、全室・全面利用を優先的に予約できるようにすることで、大規模な会議等での利用をしやすくする。
- 大ホールの割引プランを、より効果的なプランへ見直す。
- 利用料後納範囲の拡大による利便性を向上する。 ※一定条件を満たす法人も可とする。

(5) 地域等との連携や地域の賑わいを創出する取組等

○「みらい楽演祭」の開催

地元アーティストをメインに起用し、実演芸術を身近に感じる機会の提供を目的とした「ワンコインコンサートやテーマコンサートを開催し、次代を担う活動者の発表の機会に提供や地域の文化力向上につなげる。

○福祉との連携

児童養護施設や地域の児童館など福祉連携により、地域で暮らす子どもたちが文化芸術を体験できるように、公演への無料招待、アウトリーチの実施、児童館まつりへ協力する。

○地元の文化催事の実行委員会に携わり、運営に関する助言等を行う。

○鳥取県立美術館との連携事業

美術館が開催する企画展等との関連性やスケジュールを意識したコンサートの開催など、美術と音楽の融合による新たな創造的文化芸術事業を実践し、地域の活性化を目指す。